

平成30年度東村山市教育委員会の教育目標及び基本方針

平成30年1月5日決定

東村山市教育委員会

東村山市教育委員会の教育目標

教育は、常に、普遍的かつ個性的な文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として自主的精神に満ちた健全な人間の育成と、我が国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して、行われなければならない。

同時に、教育は、社会の変化に対応して絶えずその在り方を見直していかなければならないものである。

このことから、経済・社会のグローバル化、情報技術の進歩、地球環境の問題、少子高齢社会など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成する教育が、重要になっている。

特に、東村山市の教育においては、「人と人 人とみどりが響きあい 笑顔あふれる 東村山」の実現を目指し、東村山市を愛し、互いに助け合い、物心ともに豊かなまちづくりに貢献できる市民の育成を期して、行われなければならない。

東村山市教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会と連携して、積極的に教育行政を推進する。

東村山市教育委員会は、子供たちが、知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの生命及び人格を尊重し、思いやりと規範意識をもって行動する人間
- 社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び自ら考えて行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図る。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われなければならないものであるとの認識に立って、全ての市民が教育に参加することを目指していく。

平成30年度東村山市教育委員会の基本方針

東村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、東村山市の特性を生かし、以下の「基本方針」に基づいて、総合的に教育施策を推進する。

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

多様な人々が共に暮らす東村山市にあっては、
全ての大人や子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。
そのために、人権教育及び自他の生命を尊重するなど心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長】

グローバル化と情報技術が進む社会にあっては、
国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められる。
そのために、基礎的な学力の向上を図り、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実】

少子高齢社会の中で「みんなが楽しく学び、豊かな心を育むまち」を目指す東村山市にあっては、
子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、市民一人一人が生涯にわたって学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。
そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

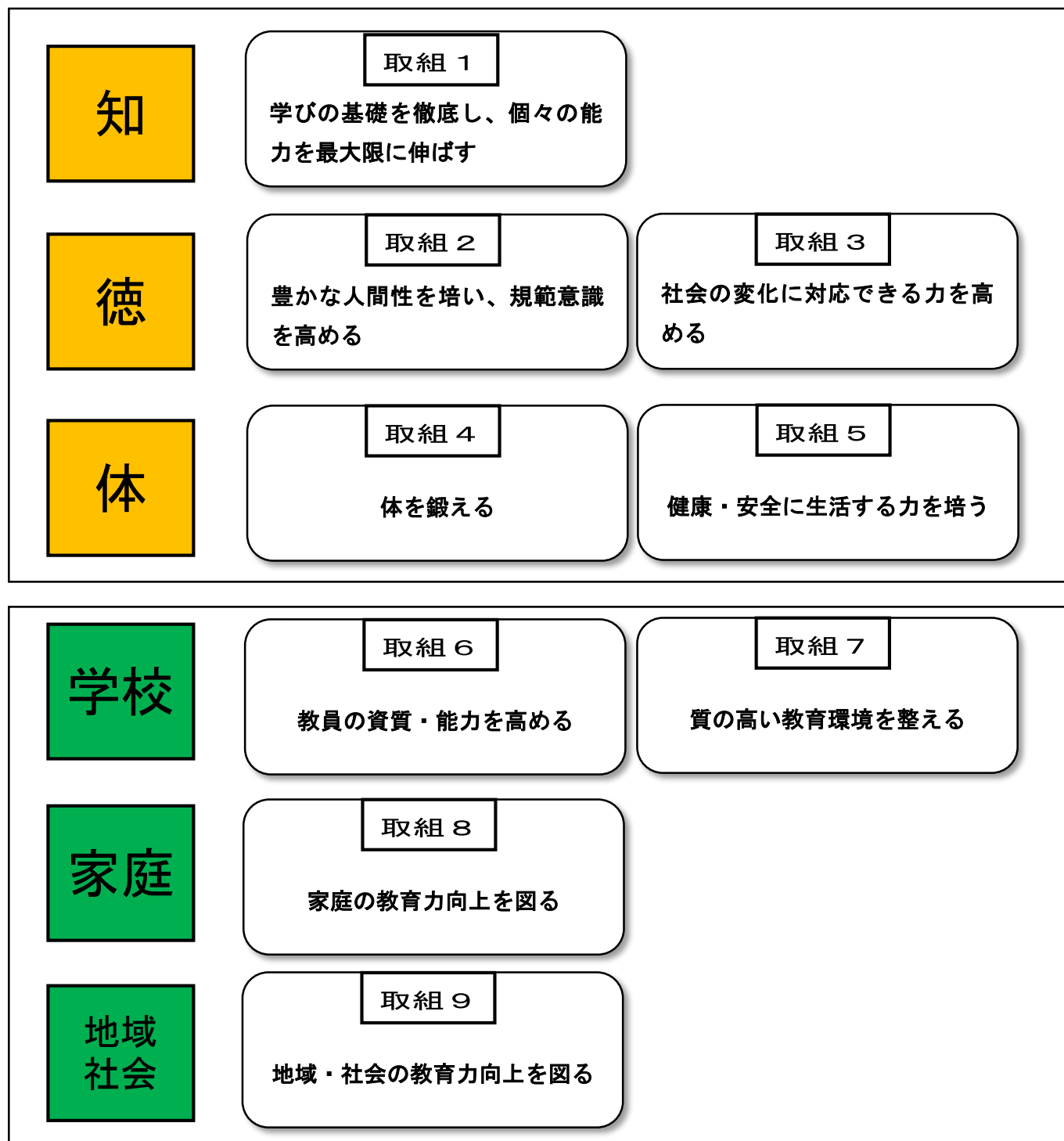
【基本方針4 「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進】

21世紀の教育改革を推進するためには、
家庭・学校・地域の協働と全ての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育行政を力強く展開することが求められる。
そのために、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、効率的で透明性の高い開かれた学校経営の支援を目指す。

平成30年度 東村山市教育委員会主要施策

「9の取組」

「平成30年度東村山市主要施策」は、「教育委員会の教育目標」及び「基本方針」に基づき、東村山市教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を「9の取組」として示したものである。



取組 1 学びの基礎を徹底し、個々の能力を最大限に伸ばす

- (1) 子供たち一人一人の「生きる力」を育成するという基本的な考え方に立ち、子供たちと向き合う時間を大切にし、学習意欲を高め、基礎的・基本的な内容を確実に身に付ける教育を推進し、確かな学力を育成する。
- ① 基礎的・基本的な内容をまとめた教材「東京ベーシック・ドリル」、スモールステップで構成され東村山市の児童・生徒の実態を踏まえて作成された「東村山市版算数・数学基礎ドリル」及び「東村山市版国語基礎ドリル」を活用する。また、算数・数学・中学校英語において、効果的な習熟度別・少人数指導を推進し、児童・生徒の学力向上を図る。さらに、他の教科においても個々の児童・生徒の学習状況に応じて前の学年に立ち戻る指導の徹底を図るなど、学習の基礎・基本を徹底するとともに、発展的な学習を工夫するなど、習熟の程度に応じた指導や発展的な学習・ティームティーチングの充実等、個に応じた多様な教育を行う。
 - ② 言語能力や課題解決力をはじめとする子供たちの資質能力の向上を育むため、各教科等において「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業改善を実施する。また、各教科等の教育内容を教科等横断的な視点で組み立て、教育課程の実施状況を評価してその改善を図るなど、カリキュラム・マネジメントに努める。
 - ③ 「全国学力・学習状況調査」や「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等の結果を踏まえ作成する「授業改善推進プラン」の実施・検証・改善を通して、組織的に子供たちの学力向上に取り組む。

取組 2 豊かな人間性を培い、規範意識を高める

- (1) 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や「東京都人権施策推進指針」等を踏まえるとともに、学校教育や社会教育等を通じて、ハンセン病回復者、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、犯罪被害者やその家族、L G B T（注1）、その他の人権問題など様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るため、子供たちの人権教育を進める。
- ① 東村山市における人権教育に関わる課題の解決に向け、学校・家庭・地域・行政が一体となった人権教育を一層進める。
 - ② 東京都男女平等参画基本条例や東村山市男女共同参画条例に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を子供たちに理解させ、その具現化を図るため、適正な男女平等教育を進める。
 - ③ 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際の行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実させる。また、学校における道徳教育等と地域における多様な体験活動との関連を図り、子供たちの自尊感情を高め、豊かな心を育てる幅広い教育活動を進める。

注1…性的少数者の総称のひとつ。レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（出生時に診断された性と、自認する性の不一致）の頭文字をとった単語。

- (2) 子供たちに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けさせるため、東村山市の特性を

生かした「いのちとこころの教育」を進め、2月1日から同月7日を「東村山市いのちとこころの教育週間」とし、各小・中学校における教育実践や「市民の集い」等を通して「いのちとこころの教育」に関わる取組を東村山市全体で実施する。

- (3) 小学校においては「特別の教科 道徳」の全面実施に当たり、また、中学校においては平成31年度からの全面実施を踏まえ、自己の生き方を考え主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる子供たちの道徳性を養うため、指導内容や指導方法の質的な改善を図り、子供たちに生命を大切にすることや他人を思いやる心、善悪を判断する力等の規範意識を身に付けさせる。
- (4) 地域の担い手として社会貢献の精神を育むため、家庭、学校及び地域と連携し、健全育成のための環境整備を充実させる。
- (5) 東村山市特別支援教育推進計画（第4次実施計画）に基づき、障害のある人と障害のない人が校内での交流や副籍交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合うことのできる社会の実現を進める。

取組3 社会の変化に対応できる力を高める

- (1) 勤労観・職業観、主体的に進路を選択する能力・態度など、子供たち一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むため、職場見学や職場体験等に関する体験学習や話し合い活動を通して、自己理解を深めるといった自己の生き方に関する学習活動などのキャリア教育を充実させる。
- (2) 将来を担う児童・生徒一人一人が主体的に社会へ参画する資質や能力を高めるため、市民としての権利や責務等について学ぶシチズンシップ教育を推進する。
- (3) 子供たちの情報活用能力を育成するとともに、学習に対する興味・関心や論理的な思考力を高め、理解を深めるために、ICT（注2）の活用を図るとともに、情報モラルを身に付け、適切に活用できるよう学習活動を充実させる。
注2…情報通信技術のこと。一例として電子黒板やタブレット型端末がある。
- (4) 持続可能な社会の実現を目指し、特に環境に対する豊かな感受性や環境に対する見方や考え方、環境に働きかける実践力を育むために、小・中学校におけるCO₂削減や省エネルギー・省資源に関わる環境教育を充実させる。
- (5) 日本や世界の伝統ある文化や芸術に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りを育むとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としての自覚と誇りを育てる教育を進める。
- (6) 自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動することのできる消費者としての基本的な資質や能力の

向上及び実践的な態度の育成を図るため、社会科、家庭科、技術・家庭科などの教科における学習を中心に消費者教育の充実を図る。

- (7) 小学校英語教科化先行実施に当たり、英語教育推進リーダー等を活用した研修会等を開催するとともに、英語教育推進委員会を中心にICT機器等を効果的に活用した指導方法の確立に努め、教員及び児童の英語力の向上に関する取組を推進する。

取組4 体を鍛える

- (1) 創造的な活動の基盤となる健康や体力に関する子供たちの意識や、健康を保持・増進する資質や能力を高める。また、体力の向上を目指し、家庭・学校・地域が連携・協力した子供たちの健康・体力づくりを進める。
- ① 東京都統一体力テストの調査結果を基に、体育授業等の質を高め、運動量を確保するための指導内容・方法の工夫・改善を一層進める。
 - ② 「東村山市アクティブプラン to 2020」に基づき、市立小・中学校で「学校アクティブプラン to 2020」を策定することにより、計画的にオリンピック・パラリンピック教育を推進し、子供たちに「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質を育成するとともに、体力向上に取り組む。

取組5 健康・安全に生活する力を培う

- (1) 子供たちが生涯にわたって健康で安全な生活を送れるようにするため、家庭・学校・地域・関係機関と連携し、食育及び安全教育、防災教育等を実施する。
- ① 子供たちが、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、健全な食生活を送るとともに、食を通して地域や外国の産業や文化への理解を深めることができるよう、給食の時間及び各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などを活用した食育を推進する。また、地場産物を活用した地産地消に関わる指導や、家庭・地域と連携した食に関する指導を進める。
 - ② 学校内外における子供たちの安全を確保するため、セーフティ教室の実施や学校での地域安全マップの作成等、安全教育の充実を図るとともに、防犯体制の整備やボランティアへの巡回の働きかけ等、警察及び家庭・学校・地域が一体となった取組を推進する。
 - ③ 防災教育の観点から子供たちの危機管理能力や自助・共助の意識を育てるとともに「東村山市立小・中学校災害対応マニュアル」等を活用し、安全確保・安全管理の徹底や家庭・地域・関係諸機関とのネットワークを強化する。

取組6 教員の資質・能力を高める

- (1) 教員の資質・能力の向上を図るため、教員の職層やキャリアプランに応じ、人事考課と連動した能力開発型の研修を行うなど、体系的な研修の質的充実を進める。

(2) 東村山市における学校教育の現状と課題をテーマとした全教員を対象とした研修や夏季集中研修などを実施することにより、指導力を高める。

(3) 学校教育の改善に対する各学校の自主的・自律的な取組を進めるため、校長のリーダーシップの下、校内におけるOJT（注3）の充実を通して教員の指導力を向上させ、学校の組織的な課題対応力を高める。

注3…職場での実務を通じて行う従業員（教員）の教育訓練のこと。

(4) 市立小・中学校から体罰等を一扫する。また、学校における個人情報の管理を徹底するとともに、ハラスメント等のサービス事故を防止するため、学校との連携を強化してサービスに関する研修を充実させる。

取組7 質の高い教育環境を整える

(1) 子供たちが自らの資質・能力を知り、自己実現を図る力を育むことができるよう、学校の特色を生かした教育課程の編成や指導方法の工夫・改善を進める。また、新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、各学校が教育活動の在り方を見直すとともに、新学習指導要領への円滑な移行に向けた適正な教育課程の編成ができるよう、各学校への指導を行う。

(2) 子供たちに対する一貫性のある指導を行うため、保・幼・小連絡会や小・中連携事業等を通して、保育所・幼稚園・認定こども園・小・中学校間の連携を強化し、幼児・児童・生徒同士、教員と児童・生徒、教員相互の交流活動を推進する中で、教育内容及び健全育成の情報交換を密接に行う。

(3) いじめや不登校など、子供たちの多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」に沿って、学校における情報の共有や相談・指導体制を充実させる。また、いじめや不登校に関わる調査を実施・分析し、その結果を指導に生かすとともに、「東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」に基づき、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した保護者への働きかけや希望学級など関係機関との連携を強化して、いじめや不登校の未然防止・早期解決を行う。

(4) 東村山市特別支援教育推進計画（第4次実施計画）に基づき、特別な教育的支援を必要とする子供たちの一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を促し地域の一員として生きる力を培う教育を着実に進める。

① 保育所・幼稚園・認定こども園、小・中学校、特別支援学校及び相談機関等との連携を充実させる。

② 特別支援教育の理念に基づき、小・中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする子供たちへの教育及び支援についての合理的配慮を具体化し一層充実させる。

(5) 0歳から18歳までの子供やその保護者等について、「東村山市子ども相談室」において、早期か

らの継続的な相談支援を行う。

- (6) 東村山市子ども読書活動推進計画（第3次）に基づき、子供たちが自主的に読書ができるように本に出会うための働きかけを行い、学校での読書活動や図書館の整備・活用を進める。
- (7) 保護者、地域等の学校外の人材を活用して、教育活動のより一層の充実を図る。また、学校経営においては、学校評議員制度や学校運営協議会制度を積極的に活用して、開かれた学校づくりを進める。
- (8) 公共施設の老朽化対策等を推進する。
 - ① 学校施設の老朽化対策を継続するとともに、今後の人口動態を見据えた中で、市民ニーズを検証して必要な施設の改修を行うなど教育環境の改善を進める。また、災害時の緊急避難場所としての機能を確保するため、引き続き安全対策の整備を実施する。
 - ② 社会教育施設の老朽化対策等の改善を図り、安全・安心な施設の整備を進める。
- (9) 教員のワークライフバランスを図り、また教員が児童・生徒と向き合う時間を確保するため、校務分掌の見直しや校務改善、学校事務の共同実施等に取り組む。
- (10) 学校におけるアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、保護者・校長・担任・養護教諭・栄養士等と連携し、安全・安心な学校給食を提供する。

取組8 家庭の教育力向上を図る

- (1) 子供たちの基本的な生活習慣と学習習慣の確立に向け、「家庭教育の手引き書」を活用し、学校と家庭との連携を強化する。
- (2) PTA等の主体的な活動に向け、情報交換や研修会などの機会の提供や取組を支援し、地域をはじめ家庭・学校との連携を進める。
- (3) 親子のふれあいを大切にした体験活動・講座・おはなし会等を開催し、子育てに役立つ情報を提供する。

取組9 地域・社会の教育力向上を図る

- (1) 生きがいやゆとりのある人生を送ることを目的とした生涯学習を推進するため、市民の多様なニーズに対応した東村山市生涯学習計画に基づき、学習や交流の機会、情報提供、社会参加の仕組みの整備など総合的・広域的に支援する。

- ① スポーツ都市宣言に基づき、市民が「いつでも」「どこでも」「誰もが」「いつまでも」気軽にスポーツに参画することができる「生涯スポーツ社会」を実現するため、市民のスポーツの取組状況やニーズ等を把握し、今後のスポーツ推進における指針を検討する。
 - ② 中華人民共和国を相手国としたホストタウンへ登録された事を踏まえ、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向け、市民の気運を一層高める。
 - ③ 図書館・公民館・ふるさと歴史館などの機能を十分に発揮して、社会教育活動を充実させるとともに、学習成果を地域の活動に生かせる人材を育成し、地域の教育力向上を目指す。
 - ④ 市民の誰もが芸術・伝統文化などに親しみ参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場を充実させる。
 - ⑤ 東村山市に伝わる有形・無形の文化財の保護および、国宝の正福寺地蔵堂や八国山たいけんの里にある東京都指定下宅部遺跡漆工関連出土品等、東村山市の特色ある文化財の公開・活用を進める。
- (2) 地域との連携を図るための教育ネットワークづくりを推進するとともに、地域における「土曜講座」などの多様な体験活動を充実させ、地域に根ざした教育を進める。
- (3) 学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、学校施設の開放や施設の複合的な活用に取り組むなど一層の効率的な運営を行う。